

別記様式第2-1号別添（別記1-2別記様式第2-1号関係）

スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業
都道府県スマート農業ビジョン

都道府県名 愛知県

策定： 2026 年 3 月 12 日

1 目的

変更： 年 月 日

愛知県では、指定産地を有する露地野菜や施設野菜を中心に水稻・果樹・畜産などの食料生産に加え、全国1位の生産額を誇る花きの生産など、持続可能で安定的な供給体制を構築してきた。

2025年農林業センサスによれば、農業経営体数は2020年から2025年の5年間で約3割減少しており、今後も高齢化や担い手不足によりさらなる減少が見込まれる。このことは、本県における食料等の安定生産の継続に大きな懸念を生じさせている。一方で、農業経営体の法人経営体は増加傾向にあるほか、経営耕作面積の規模拡大も進んでおり、経営体質強化の動きが見られる。

こうした状況を踏まえ、県内農業の持続性を確保するためには、労働生産性の高い農業への転換が不可欠である。そのため、ロボット技術やICTを活用したスマート農業技術の導入を推進するとともに、技術を最大限に活用できるよう、栽培体系の見直しや簡易な基盤整備を併せて進める。

2 基本方針

作物名	スマート農業の推進方針
作物共通	<p>本ビジョンは、本県の農業振興に関する各種計画等との整合を図りつつ、作物別に定める下記の基本方針に基づき、技術課題の解決に向けて、スマート農業技術を活用するものである。農業機械の導入とその効果を高めるための栽培体系への転換を一体的かつ合理的に推進し、労働生産性の向上を図り、収益性の高い安定的な農業経営及び供給体制の実現に資する。</p> <p>これらのスマート農業技術や新たな生産方式の効果的な導入を推進するため、施設や栽培設備、出荷調整場及び集出荷場について高度化や老朽化対策を含む再整備を進める。また、農業経営の最適化や属人的な技術継承を容易にするためAI等の活用を図り、持続可能で競争力のある産地形成を目指す。</p>
土地利用型作物 (稲、麦、大豆)	<p>労働生産性の向上及び需要に応じた安定的な生産のため、自動化農機を活用した直播栽培による労働の分散や、自動化農機やドローンの導入とほ場の大区画化の推進等を図る。</p> <p>また、県や農協等の指導機関が活用する栽培管理支援ツール（Agrilook愛知県版等）や食味収量コンバイン等から得られる栽培管理データを、産地内で共有することによる、適期作業時期の決定とそれを実施するための機械化体系への転換など、土地生産性や品質の向上を図る。</p>

地域特産物（茶）	<p>労働生産性の向上や需要に応じた安定的な生産のため、ほ場の環境計測、茶芽の生育状況や茶樹の生育評価など生育診断技術やセンシング技術の導入、製茶工場内や製茶機械等の環境計測機器の導入、被覆資材等の自動化農機の活用や作期の分散、自動化農機の導入とほ場の大区画化の推進等を図る。</p> <p>また、栽培管理システムから得られるデータを産地内で共有することによる適期作業時期の決定と、それを実施するための機械化体系への転換など、土地生産性や品質の向上を図る。</p>
野菜（露地野菜）	<p>労働生産性の向上や需要に応じた安定的な生産のため、自動操舵システムやGPSを搭載したトラクタ等の自動化農機等の導入を図る。栽培管理システムのデータを活用した適期作業時期の決定・共有による計画的かつ省力的な作業を行うため、定植機や自動収穫機、かん水制御装置、可変施肥機、ドローン等の機械化一貫体系の導入の推進等を図る。</p> <p>また、アシストスーツの活用や鉄製コンテナによる加工・業務用出荷等の導入により機械利用効率の向上を図り、機械化一貫体系へのさらなる転換を図る。</p>
野菜（施設野菜）	<p>労働生産性や施設面積当たりの生産性の向上のため、環境モニタリング装置の導入により施設内環境や植物体のモニタリングデータを生産者間で共有・分析して栽培管理の最適化を図り、それを実施するための高度環境制御装置の導入やミスト装置等の栽培管理装置、高温障害対策技術の導入を推進する。</p> <p>また、自動定植機や収穫ロボット、農作業支援機器、選果システム、アシストスーツ等の自動化農機等の導入と、その機械利用効率を高めるための動線の確保等の栽培体系等の導入を推進する。</p>
果樹	<p>労働生産性や面積当たりの生産性向上のため、ドローンやアシストスーツの活用や、自動灌水システムや自動追従システム、草刈りロボット等の自動化農機等の導入を進め、作業委託体制も考慮した機械利用効率を高める省力樹形等の導入を推進する。</p> <p>施設果樹においては、環境モニタリング装置の導入により施設内環境や植物体のモニタリングデータを生産者間で共有・分析して栽培管理の最適化を図り、それを実施するための高度環境制御装置の導入、ミスト装置等の栽培管理装置や高温障害対策技術の導入を推進する。</p>
花き	<p>労働生産性の向上や需要に応じた安定的な生産のため、環境モニタリング装置の導入により施設内環境や植物体のモニタリングデータを生産者間で共有・分析して栽培管理の最適化を図り、それを実施するための高度環境制御装置の導入やミスト装置等の栽培管理装置、高温障害対策技術の導入を推進する。</p> <p>また、栽培管理システムのデータを活用した適期作業時期の決定・共有と計画的かつ省力的な作業を実施するための自動定植機や収穫ロボット、かん水制御装置、選花機、アシストスーツ等の自動化農機等の導入と、その機械利用効率を高めるための動線の確保等の栽培体系等の導入を推進する。</p>

畜産 (以下3以降の項目には該当しない)	<p>労働生産性の向上のため、センシング・環境モニタリング装置等の導入により家畜の生体データ・飼養環境データを収集し、AI等の活用により飼育管理・環境の適正化を図り、それを実施するための高度環境制御装置や高温障害対策技術の導入を推進する。</p> <p>また、酪農の搾乳・哺乳ロボットや養豚の自動体重測定機械、アシストスーツ、自動運転ロボット等の自動化農機等の導入により作業の軽労化を図り、その機械利用効率を高めるための動線の確保等の管理体系等や機械化一貫体系の導入を推進する。加えて、出荷や販売金額等の生産管理データを活用した経営改善を図るための経営データ管理技術の導入を推進する。</p>
-------------------------	--

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地スマート計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

<p>1 推進・指導方針</p> <p>本事業の効果的な実施に向け、県庁農業経営課が総括し、県庁園芸農産課、農業総合試験場（普及戦略部）、各農林水産事務所（農政課、農業改良普及課）、市町村、地域協議会が連携し、取組主体の取組を推進・指導する。</p>	
<p>2 産地スマート計画・取組主体事業計画の審査方針</p> <p>(1) 取組主体事業計画</p> <p>地域協議会及び地域協議会の構成員である市町村に属する補助事業に精通した者を中心に交付等要綱、実施要領、スマート農業技術活用促進法及び本ビジョンに基づき、本事業の趣旨に即した計画となっているかを審査する。</p>	
<p>(2) 産地スマート計画（取組主体事業計画を含む）・スマート技術高度利用計画</p> <p>県庁農業経営課・園芸農産課（各作目を所管するグループ）又は管轄する農林水産事務所農政課が主体となり実施し、技術的な観点においては必要に応じて農業総合試験場普及戦略部及び管轄する農林水産事務所農業改良普及課と連携することとする。</p>	

4 取組要件

対象作物	取組要件
2の基本方針に掲げる作物	<p>1 補助対象機械及び資材</p> <p>補助対象機械及び資材は、原則として次のとおりとするほか、交付等要綱第5定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象機械及び資材の規模、事業の規模等は、取組主体事業計画の目標などそれぞれの目的に合致したものとする。 ・農業機械のリース・購入にあたっては、過剰投資とならないように能力、台数を決定すること。 ・機械・資材の単純更新は補助対象としない。 ・補助対象機械及び資材の事業費については、見積もり合わせなどにより、適正な現地実効価格とする。

	<p>2 取組要件 交付等要綱第5の要件及び本ビジョンの2の方針を満たす取組とする。</p> <p>3 対象者 交付等要綱第5の取組主体欄に掲げる者とする。</p>
--	--

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

<p>取組内容及び対象経費を確認するため、以下の書類を提出させることとし、導入する農業機械の減価償却期間が終了するまで保管することとする。</p>	
1	<p>計画申請時</p> <p>(1) 産地スマート計画※、取組主体計画※、機械導入計画書又は機械リース計画書、資機材導入計画書（簡易な基盤整備を実施する場合等） <u>※ 高度利用計画取組主体においては、スマート技術高度利用計画、認定された生産方式革新実施計画、認定通知</u></p> <p>(2) 添付書類</p> <p>① 3者以上の見積依頼書及び見積書、②費用対効果分析（農業機械等の導入の場合）、③機械の能力・台数などの算定根拠、④カタログ等、⑤設置場所の地図及び写真、⑥成果目標の根拠となる資料（青色申告書、出荷販売額等）、⑦その他知事が必要と認める書類</p>
2	<p>実績報告時</p> <p>(1) 産地スマート計画（実績報告書）、取組主体計画（実績報告書）</p> <p>(2) 添付書類</p> <p>①リース契約書の写し（リースの場合）、②導入機械の写真、③入札又は見積合わせ関係書類の写し、④発注書の写し、⑤納品書の写し、⑥請求書の写し、⑦その他知事が必要と認める書類</p>
3	<p>請求時</p> <p>県の「農業改良普及対策事業補助金交付要綱」に基づく書類</p>

6 取組主体助成金の交付方法

<p>知事は、市町村長に対し交付を受けた補助金を交付するものとし、知事から補助金の交付を受ける市町村長は、取組主体に対して補助金を交付することを基本とする。</p> <p>また、受益範囲が複数市町村に係る場合は、主な受益範囲を有する地域協議会を所管する市町村長から取組主体に交付することを原則とする。</p>	
--	--

7 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体は、本事業の交付等要綱、補助金等の交付に関する規則等に基づき、適正な事業執行に努めるものとする。

また、事業実施前に次の重要事項を周知する。

- 契約に当たっての条件（一般競争入札等）
- 助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）
- 補助金の仕入れに係る消費税等相当額の返納
- 財産の管理等
- 財産処分の制限
- 取組主体事業計画の評価

8 その他

- 事業実施に必要な手続及び事業実施等の報告については、原則市町村を経由すること。